

医師を目指して学ぶ あなたを応援します。

- ・兵庫県但馬地域または京都府丹後地域において修学または在住歴があり、医学部に進学する予定（または修学中）の方が対象です。
- ・修学資金に加え、入学金等の原資として修学一時資金貸付制度が利用できます。

修学資金

1～4年生は 125,000 円 / 月
5～6年生は 175,000 円 / 月
総額 10,200,000 円

【免除制度あり】

修学一時資金

6年間で支払うべき入学金、
授業料、施設設備費等の範囲内
上限 20,000,000 円

【全額返還が必要】

- ・組合立病院で必要な期間の勤務後に修学資金及び返還利息を免除します。
- ・全国トップクラスの病院群でキャリアが積めます。
(組合立病院または指定する病院で初期研修、専門研修を受けて頂きます)
- ・希望する専門領域を専攻することができます。
(公的医療機関として担う必要性のない診療科は選択できません)



制度の概要

公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度は、公立豊岡病院組合で勤務する医師の養成と確保を目的に、医学生に対し修学資金を貸与し、一定期間組合立病院で勤務することによりその返還を免除する制度です。

1. 対象者

下記要件を全て備えた者

- (1) 兵庫県但馬地域または京都府丹後地域において就学または在住歴を有すること
- (2) 大学の医学を履修する課程に進学する見込み、もしくは在学中のこと
- (3) 大学卒業後、医師として組合立病院で勤務する意思を有していること
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しない者
- (5) 公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸付を受けていないこと

2. 連帯保証人 2名必要

3. 選考方法 申請書類と面接により決定

4. 修学資金貸与額 1人あたり 総額 10,200,000円 (6年間貸与の場合)

5. 貸与期間 正規の修学年限内 (6年以内)

6. 貸与の一時停止 大学を長期欠席、留年または休学したとき

7. 修学資金の返還猶予

- (1) 組合立病院の医師として勤務する期間は修学資金の返還を猶予
- (2) 大学卒業後医師免許が取得できなかった場合は、卒業後2年間を限度として返還を猶予
- (3) 組合立病院以外の医療機関等において初期臨床研修又は医師の専門性に関する研修等を行うことを管理者が必要と認める場合 (被貸与者が初期臨床研修を開始した年度の初日から起算して10年を経過しない範囲内において返還免除に必要な勤務を履行できる場合)

8. 修学資金の返還

- (1) 次の場合には、貸与した修学資金を返還
 - i 修学資金の貸与決定が取り消されたとき
 - ii 大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
 - iii 死亡、心身の故障で医師の業務に従事できないとき
- (2) 返還免除の勤務年数に満たず退職した場合は、修学資金と返還利息の総額を返還
- (3) 3カ月以内に一括で返金

9. 利息

返還利息：貸与した日の翌日から最後に貸与した日までの期間の日数に応じ、貸与額につき年10%の割合で計算した額。

延滞利息：正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合に徴収

10. 修学資金等の返還免除

公立豊岡病院組合職員として返還免除に必要な期間勤務後に修学資金及び返還利息の総額を一括して免除

応募について

1. 募集人員 3名程度

2. 受付期間 令和2年9月1日(火)から令和2年9月30日(水)必着

3. 面接試験日 令和2年10月9日(金)午後1時30分～

4. 応募方法 申請書など所定の用紙を提出

※申請書類一式はホームページからダウンロードできます。

医師修学一時資金貸付制度

正規の修学年限内に本人が支払うべき学費(入学金、授業料、施設設備等)の範囲内で2千万円を上限に貸し付ける「医師修学一時資金貸付制度」を設けています。

1. 対象者 新たに修学資金の貸与を受ける者

2. 貸付額 本人が6年間で支払うべき学費の範囲内で、上限2千万円(1回限り)

3. 返還 臨床研修開始後、原則6年以内に全額を返還